



目次

1	災害危険箇所	
1-1	急傾斜地崩壊危険箇所.....	資料-1
1-2	地すべり危険箇所.....	資料-1
1-3	海岸保全区域.....	資料-2
1-4	県管理道路危険区域.....	資料-2
2	防災施設等	
2-1	避難所・避難場所一覧.....	資料-3
2-2	危険物施設等一覧.....	資料-5
2-3	無線通信施設一覧.....	資料-5
2-4	指定ヘリポート一覧.....	資料-6
2-5	町有車両一覧.....	資料-6
2-6	応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等.....	資料-7
2-7	町内医療機関一覧.....	資料-7
2-8	警戒区域内の社会福祉施設等.....	資料-8
2-9	町内文化財一覧.....	資料-9
3	災害応急活動体制等	
3-1	消防体制及び施設等.....	資料-10
3-2	防災関係機関の収集情報・連絡系統.....	資料-11
3-3	危険物等災害の通報連絡系統図.....	資料-12
3-4	県内防災関係機関一覧.....	資料-13
3-5	ヘリポートの準備要領.....	資料-16
3-6	避難情報等の伝達ルート及び手段.....	資料-18
3-7	沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図.....	資料-19
3-8	緊急輸送道路ネットワーク計画図.....	資料-21
3-9	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	資料-22
3-10	被災者生活再建支援制度について.....	資料-26
3-11	不発弾処理業務の流れ.....	資料-28
4	条例等	
4-1	八重瀬町防災会議条例.....	資料-29
4-2	八重瀬町災害対策本部条例.....	資料-31
4-3	八重瀬町罹災証明書等交付規程.....	資料-33
5	基準	
5-1	気象庁震度階級関連解説表.....	資料-34
5-2	特別警報・警報・注意報発表基準.....	資料-37

6 応援協定

6-1	九州・山口9県災害時応援協定	資料-38
6-2	九州・山口9県災害時応援協定実施要領	資料-41
6-3	高知県香南市・沖縄県八重瀬町防災応援協定書	資料-44
6-4	八重瀬町商工会災害時応援協定書	資料-46
6-5	災害時の情報交換及び応援に関する協定	資料-48
6-6	災害時における支援協力に関する協定書	資料-50
6-7	豊見城市・八重瀬町災害時相互応援協定書	資料-52
6-8	災害時におけるLPガス供給に関する協定書	資料-54
6-9	災害用特設電話の設置・利用に関する協定書	資料-58
6-10	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	資料-61
6-11	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	資料-67
6-12	大規模な災害時における協力に関する協定書	資料-73
6-13	大規模災害時における広域防災拠点の活用に関する協定	資料-76
6-14	自然災害による公共施設の清掃等に関する協定書	資料-79
6-15	災害に係る情報発信等に関する協定	資料-82
6-16	災害時等における無人航空機の活用に関する協定書	資料-84
6-17	災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定書	資料-88
6-18	災害時における相互連携に関する協定書	資料-90

7 様式

7-1	災害対策配備要員指名名簿	資料-92
7-2	災害対策配備要員名簿	資料-93
7-3	災害概況調査票	資料-94
7-4	災害即報様式	資料-95
7-5	災害報告様式	資料-97
7-6	災害即報記入要領	資料-106
7-7	被害状況判定基準	資料-107
7-8	災害調査票	資料-109
7-9	避難情報等発令情報	資料-110
7-10	避難者カード	資料-111
7-11	避難者名簿	資料-112
7-12	避難場所・避難所の設置基準	資料-113
7-13	自衛隊災害派遣要請依頼書	資料-114
7-14	食料品等受払簿	資料-116
7-15	生活必需品等の供給状況	資料-117
7-16	義援金品等受領証	資料-118
7-17	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書	資料-119
7-18	行方不明者届出票	資料-120

7-19	搜索者名簿.....	資料-121
7-20	遺体調書.....	資料-122
7-21	遺体台帳.....	資料-123
7-22	遺体埋葬台帳.....	資料-124
7-23	公用令書、公用変更令書及び公用取消令書.....	資料-125
7-24	ボランティア登録名簿.....	資料-128
7-25	罹災証明書等.....	資料-129
7-26	避難行動要支援者名簿.....	資料-133
7-27	被災者台帳.....	資料-134

1 災害危険箇所

1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場所を含む。）ある箇所。

（自然斜面）

番号	所管土木事務所名	箇所番号	位置	地 形			区域内の保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域	
				傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		指定年月日	告示番号
228	南部土木事務所	I-246	糸満市武富並びに八重瀬町字友寄及び宜次	39	400	11.0	24	保育園1	市道690m 道路60m	H5. 3. 23	H24. 9. 28	第467号

（資料：令和5年度沖縄県水防計画）

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

（自然斜面）

番号	所管土木事務所名	箇所番号	箇所名	位 置		地 形			区域内の保全対象	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				大字	小字	傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
697	南部土木事務所	Ⅱ-232	外間	外間	外間原	60	44	9.8	4	無	H24. 9. 28	第467号	H30. 12. 18	第484号

（資料：令和5年度沖縄県水防計画）

1-2 地すべり危険箇所

番号	所管土木事務所名	区域名	面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域	
					人家(戸)	耕地(ha)	公共的施設の 種類及び数		指定年月日	告示番号
							道路	建物		
84	南部土木事務所	糸満市武富並びに八重瀬町字友寄及び宜次	16.0	無	33	2.4	市道2, 130m		H24. 9. 28	第467号

（資料：令和5年度沖縄県水防計画）

1-3 海岸保全区域

(1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

番号	所管土木事務所名	水系名	河川名	区域		予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
						流路延長 (km)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
41	南部土木事務所	国場川	長堂川	3.7	南風原町山川～国場川合流点	2.0	八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1270	36.9
42	〃	報得川	報得川	9.3	八重瀬町東風平東原～河口	2.8	八重瀬町東風平東原～八重瀬町世名城	〃	107	11.6	549	14.3

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

(2) 重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

番号	所管土木 事務所名	水系 名	河川 名	区域		予想される主な区域		予想さ れる危 険	予想される被害の程度			
						流路延 長 (km)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
7	南部土 木事務 所	雄 樋 川	雄 樋 川	2.7	河口より上 流2.7km～ 河口	0.4	八重瀬町港 川	洪水	0	2.0	0	2.6

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

1-4 県管理道路危険区域

番号	土木事務所	路線名	想定される事態	同左区域	同左延長	代替路線名	摘要
31	南部土木事務所	県道15号線	地すべり	八重瀬町高良	335m	町道	交通不能

(資料：令和5年度沖縄県水防計画)

2 防災施設等

2-1 避難所・避難場所一覧

(1) 指定避難所

地区	No	施設名称	住所	電話番号	収容可能 面積 (㎡)	収容人数 (人) ※3㎡/人	備考
東風平 小学校区	1	八重瀬町社会福 社会館	八重瀬町字東風平 1318-1	998-4000	277.9	93	要配慮者 優先
	2	八重瀬町保健セ ンター	八重瀬町字東風平 1318-3	998-1149	264.6	88	要配慮者 優先
	3	東風平小学校	八重瀬町字東風平 304	998-2105	939.2	313	
	4	東風平中学校	八重瀬町字東風平 267	998-2107	1,192.5	398	
	5	八重瀬町図書 館・こども学習 センター	八重瀬町屋宜原 146-5	998-1350	168	55	
白川 小学校区	6	東風平運動公園	八重瀬町字東風平 1076	998-2140	4,096.0	1,365	
	7	白川小学校	八重瀬町字小城551	998-7548	819.0	273	
具志頭 小学校区	8	八重瀬町スポー ツ観光交流施設	八重瀬町字具志頭 1305	851-7775	180.0	60	
	9	八重瀬町中央公 民館具志頭分館	八重瀬町字具志頭1	998-2200	503.8	168	要配慮者 優先
	10	具志頭小学校	八重瀬町字具志頭 666	998-2216	710.5	237	
	11	具志頭中学校	八重瀬町字具志頭 690	998-2220	941.0	314	
	12	具志頭社会体育 館	八重瀬町字具志頭1	998-6635	1,575.0	525	
	13	南の駅やえせ	八重瀬町字具志頭 659	998-2344	202.0	67	
新城 小学校区	14	新城小学校	八重瀬町字新城 1381	998-2203	661.5	221	

※要配慮者の施設については、現行の位置づけを踏襲した。

※東風平運動公園は白川小学校区の避難者数を踏まえ、白川小学校区とした。

(2) 指定緊急避難場所

地区	No	施設名称	住所	電話番号	避難可否 津波時	避難可否 洪水時	避難可否 土砂災害時	避難可否 地震時	備考
東風平地区	1	東風平運動公園	八重瀬町字東風平1076	988-2140	○	○	○	○	
	2	伊覇中央公園	八重瀬町伊覇土地区画整理27街区	-	○	○	○	○	
	3	屋宜原中央公園	八重瀬町字屋宜原45 街区	-	○	○	○	○	
	4	八重瀬町社会福祉会館	八重瀬町字東風平1318-1	989-4000	○	○	○	○	
	5	八重瀬町保健センター	八重瀬町字東風平1318-3	998-1149	○	○	○	○	
	6	東風平小学校	八重瀬町字東風平304	998-2105	○	○	○	○	
	7	東風平中学校	八重瀬町字東風平267	998-2107	○	○	○	○	
	8	八重瀬町図書館・こども学習センター	八重瀬町屋宜原146-5	998-1350	○	○	○	○	
	9	南部工業高等学校運動場	八重瀬町字富盛1338	998-2313	○	○	○	○	
	10	八重瀬公園	八重瀬町字富盛1607	-	○	○	○	○	
	11	南部商業高等学校運動場	八重瀬町字友寄850	988-2401	○	○	○	○	
	12	西部プラザ公園	八重瀬町字当銘282	-	○	○	○	○	
	13	白川小学校	八重瀬町字小城551	998-7548	○	○	○	○	
具志頭地区	14	八重瀬町スポーツ観光交流施設	八重瀬町字具志頭1305	851-7775	○	○	○	○	
	15	八重瀬町中央公民館具志頭分館	八重瀬町字具志頭1	998-2200	○	○	○	○	
	16	具志頭小学校	八重瀬町字具志頭666	998-2216	○	○	○	○	
	17	具志頭中学校	八重瀬町字具志頭690	998-2220	○	○	○	○	
	18	向陽高等学校広場	八重瀬町字港川150	998-9324	○	○	○	○	
	19	具志頭社会体育館	八重瀬町字具志頭1	998-6635	○	○	○	○	
	20	新城小学校	八重瀬町字新城1381	998-2203	○	○	○	○	
	21	南の駅やえせ	八重瀬町字具志頭659	998-2344	○	○	○	○	
	22	港川遺跡公園	八重瀬町字長毛290番地22	-	○	○	○	○	※津波時の避難は、公園内の高台場所に限る。

2-2 危険物施設等一覧

(1) 危険物給油取扱所（ガソリンスタンド）

事業所名	所在地
おきなわ農協給油所（東風平）	八重瀬町字伊覇45-1
おきなわ農協給油所（具志頭）	八重瀬町字大頓1397
八重瀬長毛給油所	八重瀬町字長毛222-1
八重瀬SS	八重瀬町字東風平1025-1
那覇ゴルフ倶楽部	八重瀬町字富盛2270
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608
セルフステーション八重瀬507	八重瀬町字伊覇194-1

(2) 地下タンク貯蔵所

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
航空自衛隊与座分屯地	八重瀬町字富盛2656-1		1,500			
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608		10,000			
第十一管区海上保安庁	八重瀬町字世名城1219		1,000			
南部徳洲会病院	八重瀬町字外間171-1				18,000	

(3) 屋外タンク貯蔵所

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608		18,000			

(4) 一般取扱所

単位：リットル

事業所名	所在地	ガソリン	軽油	灯油	重油	備考
陸上自衛隊八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛2608	600	35,200		800	

(5) 移動タンク貯蔵所

事業所名	所在地
おきなわ農協給油所（東風平）	八重瀬町字伊覇45-1
おきなわ農協給油所（具志頭）	八重瀬町字大頓1397
八重瀬長毛給油所	八重瀬町字長毛222-1
八重瀬SS	八重瀬町字東風平1025-1

2-3 無線通信施設一覧

(1) 消防無線通信施設

基地局呼出名称	種別	設置場所	所在地	電話
しょうぼうたまぐすく	基地局 1 移動局 15	島尻消防本部	南城市玉城字屋嘉部194	098-948-2512
しょうぼうやえせ	基地局 1 移動局 5	八重瀬出張所	八重瀬町字東風平874-1	098-998-5866
しょうぼうさしき	基地局 1 移動局 4	佐敷出張所	南城市佐敷字佐敷493-5	098-947-0124

(2) 沖縄地方非常無線通信協議会構成機関

機関名	所在地	電話番号
沖縄県	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	866-2143
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	866-0031
第十一管区海上保安本部	那覇市港町 2 丁目 11 番 1 号	867-0118
沖縄气象台	那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号	833-4288
沖縄総合通信事務所	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B 街区 5F	865-2300
沖縄県警察本部	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	862-0110
日本赤十字社沖縄県支部	那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	835-1177
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち 2 丁目 6 番 21 号	865-2222
沖縄電力株式会社	浦添市牧港 5 丁目 2 番 1 号	877-2341
沖縄県漁業無線協会	糸満市西崎 1 丁目 4 番 11 号	840-3566
琉球放送	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	867-2151
沖縄テレビ放送	那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号	863-1683
琉球朝日放送	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	860-1199
ラジオ沖縄	那覇市西 1 丁目 4 番 8 号	869-2211
エフエム沖縄	浦添市字小湾 40 番地	877-2361
N T T 西日本沖縄支店	浦添市城間 4 丁目 35 番 2 号	871-2850

2-4 指定ヘリポート一覧

施設名称	所在地	電話番号
東風平運動公園陸上競技場	八重瀬町字東風平1074	098-998-2140
東風平運動公園野球場	八重瀬町字東風平1136-2	098-998-2140
八重瀬町スポーツ観光交流施設	八重瀬町字具志頭1305	098-998-2140
具志頭運動公園多目的広場	八重瀬町字新城2048-2	098-851-7775
白川小学校運動場	八重瀬町字小城551	098-998-7571
東風平中学校運動場	八重瀬町字東風平267	098-998-7571
東風平小学校運動場	八重瀬町字東風平304	098-998-7571
新城小学校運動場	八重瀬町字新城1381	098-998-7571
具志頭中学校運動場	八重瀬町字具志頭690	098-998-7571
具志頭小学校運動場	八重瀬町字具志頭666	098-998-7571

2-5 町有車両一覧

車種別	普通・ 小型 乗用車	軽乗 用車	普通・ 小型 貨物車	特殊 小型	軽貨 物車	乗合 自動車	オート バイ	身体 障がい者 輸送車	合計
台数	23	19	17	2	11	7	1	0	80

2-6 応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等

消防車両	台数	概要
水槽付ポンプ自動車	4	2,000ℓ
小型ポンプ付水槽車	3	10,000ℓ 6,000ℓ 4,000ℓ
指令車	1	
救急車	5	高規格車両5台
連絡車	3	後方支援・広報車両等
救助工作車 水難救助車	5	救助艇・ジェットスキー含む
はしご車	1	
その他車両	7	資機材運搬車、人員輸送車、予防査察車、多目的車、団可搬搬送車
合計	29台	

2-7 町内医療機関一覧

	医療機関名	所在地	種別	電話番号
1	東風平第一医院	八重瀬町字友寄42	診療所	098-998-6987
2	医療法人徳洲会 南部徳洲会病院	八重瀬町外間171-1	病院	098-998-3221
3	中村内科胃腸科	八重瀬町字具志頭154-9	診療所	098-840-7778
4	やえせ整形外科	八重瀬町字伊覇258-2	診療所	098-851-4888
5	やえせ眼科	八重瀬町字伊覇65-27	診療所	098-998-1188
6	空の森クリニック	八重瀬町字屋宜原229-1	診療所	098-998-0011
7	耳鼻咽喉科やえせクリニック	八重瀬町字伊覇304	診療所	098-998-1212
8	緑クリニック	八重瀬町字宜次721-11	診療所	098-835-7722
9	沖縄こどもとおとなの整形外科	八重瀬町字東風平1209	診療所	098-840-7770
10	やえせ子どもクリニック	八重瀬町字伊覇54-3 2F-1	診療所	098-998-1234
11	やえせ心のクリニック	八重瀬町字東風平1200-10	診療所	098-998-0556
12	にこにこ内科・外科クリニック	八重瀬町字伊覇54-3 2F-2	診療所	050-3172-5874
13	沖縄皮膚科医院 八重瀬クリニック	八重瀬町字東風平1200-5 1F	診療所	098-851-8066
14	上地歯科医院	八重瀬町字宜次706-4	診療所	098-998-2355
15	こちんだ歯科クリニック	八重瀬町字東風平396-1-101	診療所	098-998-8715
16	ナガシマ歯科医院	八重瀬町字具志頭342-9	診療所	098-998-1088
17	ちゅら歯科	八重瀬町字伊覇309	診療所	098-998-0648
18	いちまる歯科口腔外科医院	八重瀬町字東風平493-6	診療所	098-987-1688
19	サザン歯科やえせ	八重瀬町字伊覇273-6 八重の結1階	診療所	098-998-7171
20	スマイリー矯正歯科	八重瀬町字東風平1314-5 1F	診療所	098-851-3005
21	やえせデンタルクリニック	八重瀬町字東風平1200-5 2F	診療所	098-996-1990

2-8 警戒区域内の社会福祉施設等

区分		施設名	所在地	電話番号 (098)	警戒区域内		
					高潮 浸水	津波 災害	土砂 災害
老人福 祉施設	住宅型有料 老人ホーム	あしみじ港川の家	字港川 338	998-6680		○ 5～10m	
		笑や	字外間 202-8	894-6611	○		
	通所介護	笑ゆん					

2-9 町内文化財一覧

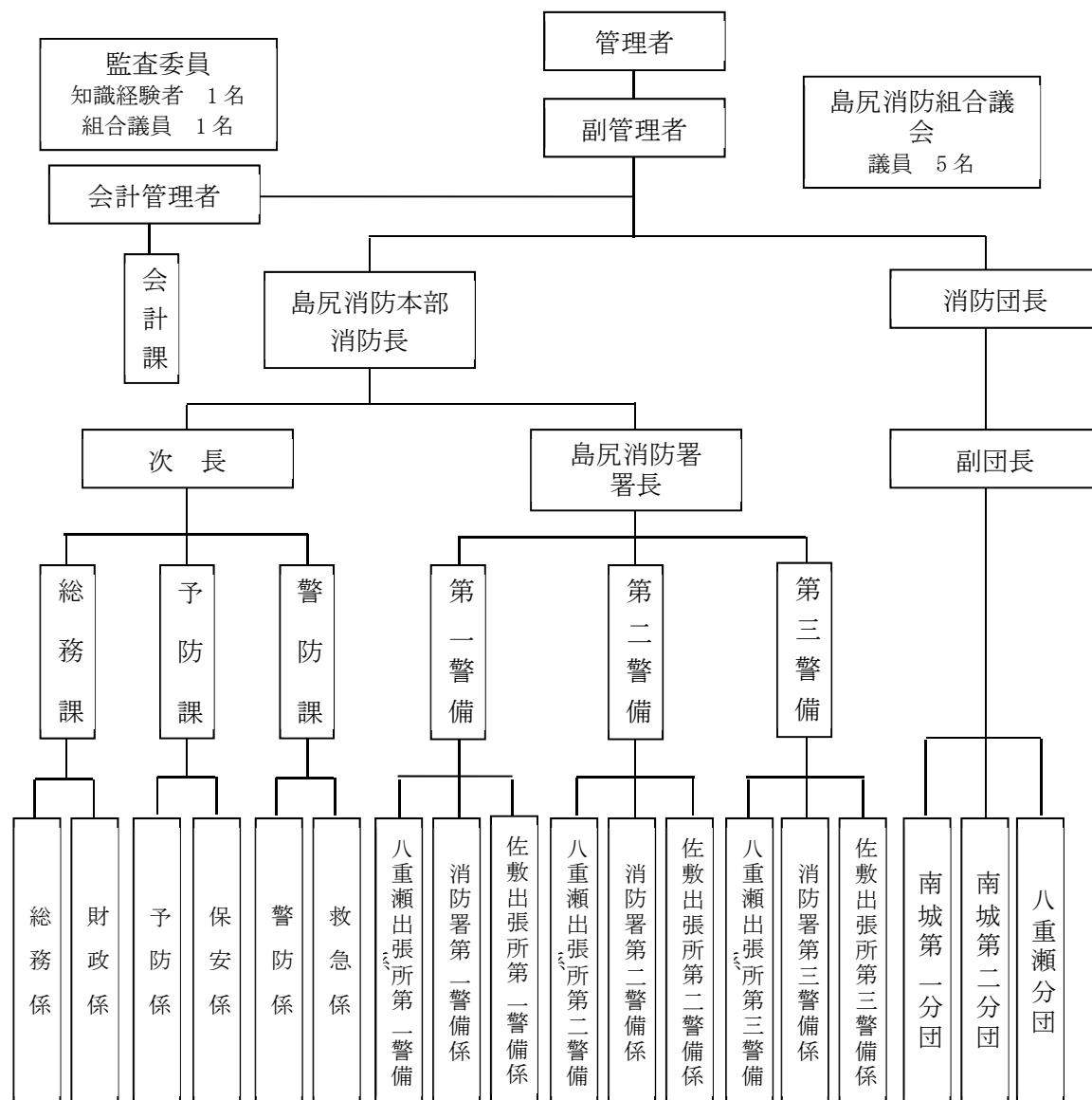
種 別		名 称	所在地
国登録文化財	有形文化財	屋宜家住宅主屋 他 4 件	字大頓
	名勝	ハナnder (自然橋)	字具志頭
県指定文化財	有形民俗文化財	富盛の石彫大獅子	字富盛
		当銘・小城の共有龕及び付属葬具一式	字小城
町指定文化財	天然記念物	世名城のガジュマル	字世名城
		当銘のガジュマル	字当銘
	史跡	ゆったちじょうの御嶽	字具志頭
		慶座井	字安里
		港川遺跡	字長毛
	名勝	具志頭のフクギ並木	字具志頭
—	有形民俗文化財	伊覇の石獅子	字伊覇
		東風平 東の石獅子	字東風平
		東風平 西の石獅子	字東風平
		東風平 南の石獅子	字東風平
		東風平 北の石獅子	字東風平
		志多伯 東の石獅子 (夫婦獅子)	字志多伯
		志多伯 北の石獅子	字志多伯
		志多伯 南の石獅子	字志多伯
		志多伯 西の石獅子	字志多伯
		小城 小城のニーサー石	字小城
		宜次 卯ヌ方のシーシ	字宜次
		宜次 子ヌ方のシーシ	字宜次
		宜次 午ヌ方のシーシ	字宜次
		宜次 酉ヌ方のシーシ	字宜次
		新城 東の石獅子	字新城
		新城 南の石獅子	字新城
—	史跡	八重瀬グスク	字富盛
		多々名グスク	字玻名城
		上グスク	字仲座
		具志頭グスク	字具志頭
		新城グスク	字新城
		勢理グスク	字富盛
		テミグラグスク	字当銘
		高良上の井泉	字高良
		屋富祖井	字具志頭
		世持井	字仲座
		真嘉戸井	字新城
		伊舎堂墓 (南風原按司と花城親方墓)	字具志頭
		玻名城のお宮	字玻名城
		南の御嶽	字港川
		孝神堂	字安里
		唐の船御嶽	字長毛
		志多伯神谷の門構え	字志多伯
		第一野戦病院壕	字富盛
		クラシンウジョウの壕	字具志頭
		ヌヌマチガマ	字具志頭
		ガラビ壕	字新城

3 災害応急活動体制等

3-1 消防体制及び施設等

(1) 消防本部・団組織図

令和3年4月1日現在



(2) 消防施設（庁舎）

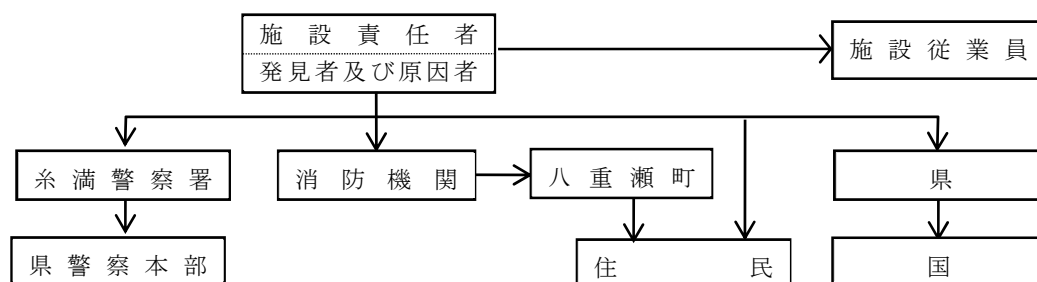
施設名	島尻消防本部・本署	島尻消防八重瀬出張所	佐敷出張所
所在地	南城市玉城字屋嘉部 194番地	八重瀬字後原874-1	南城市佐敷字佐敷712-1
構造	鉄筋コンクリート構造	鉄筋コンクリート構造	鉄筋コンクリート構造
建築面積	1,550.763㎡	2,787㎡	1,790㎡
延面積	2,544.690㎡	1,411㎡	582㎡
使用年月日	平成8年4月10日	令和5年9月	平成29年7月

3-2 防災関係機関の収集情報・連絡系統

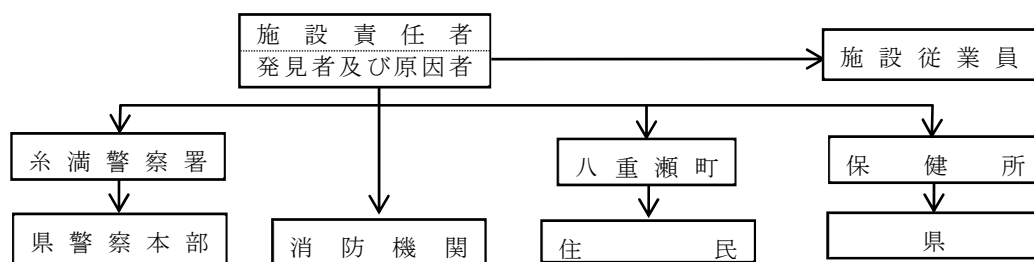
情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> Local[地方本部（総務）] Local --> Main[本部（統括情報班）等] Fire[消防機関] --> Main Police[警察本部] --> Main </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> Local[地方本部（総務）] Local --> Main[本部（統括情報班）] Okinawa[沖縄総合事務局開発建設部] --> Local Nippon[N日本高速道路株式会社] --> Local Transport[輸送関係機] --> Local Local --> Civil[土木建築部] Civil --> Main Police[警察本部] --> Main </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> LocalA[地方本部（農林）] Yae --> LocalC[地方本部（土木）] LocalA --> Main[本部（統括情報班）] LocalC --> Main Osaka[大阪航空局那覇空港事務所] --> Main Okinawa[沖縄総合事務局開発建設部] --> Main </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR Lifeline[ライフライン関係機関] --> Local[地方本部（総務）] Transport[輸送関係機関] --> Local Local --> Main[本部（統括情報班等）] YaeWater[Yae Town（水道）] --> Health[保健医療部] Health --> Main </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> EduOffice[教育事務所] EduOffice --> Main[本部（統括情報班等）] Pref[県立文教施設] --> EduDep[教育部] Private[民間文化施設] --> EduDep School[私立学校] --> EduDep EduDep --> Main Pref --> Sports[文化観光スポーツ] Private --> Sports School --> Sports Sports --> Main Pref --> GenAff[総務部] Private --> GenAff School --> GenAff GenAff --> Main </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> Local[地方本部（総務）] Local --> Main[本部（統括情報班等）] Other[その他の施設] --> Local Pref[県有施] --> Local Local --> Main </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> Local[地方本部（総務）] Local --> Main[本部（統括情報班）] Police[警察本部] --> Main </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受け入れ状況	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> Local[地方本部（総務）] Local --> Main[本部（統括情報班）] Relief[救援部門] --> Main </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR Yae[Yae Town] --> Local[地方本部（総務）] Local --> Main[本部（統括情報班）] Other[関係機関] --> Main </pre>

3-3 危険物等災害の通報連絡系統図

(1) 石油類、高圧ガス類、火薬類



(2) 毒物・劇物



3-4 県内防災関係機関一覧

	機関名	防災担当	所在地	電話番号
1 八重瀬町	八重瀬町役場	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
2 島尻消防 組合	島尻消防本部・本署	総務課	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-2512
	八重瀬出張所		〒901-0401 八重瀬町字東風平 874	098-998-5866
	佐敷出張所		〒901-1406 南城市佐敷字屋比久 712-1	098-947-0124
3 沖縄県	沖縄県災害対策本部	総括情報班	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-863-2143
	南部土木事務所	維持管理課	〒900-8570 那覇市旭町 116-37 7～9 階	098-867-2941
	南部農林土木事務所	農村漁港班	〒900-0029 那覇市旭町 116-37 6 階	農村098-867-2805 漁港098-867-2892
	南部林業事務所	森林保全グループ	〒900-0029 那覇市旭町 116-37 5 階	098-941-2583
	南部保健所	地域保健班 生活衛生班	〒901-1104 南風原町字宮平 212	098-889-6351
4 警察	沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
	糸満警察署		〒901-0361 糸満市字糸満 1736-6	098-995-0110
5 自衛隊	陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155
6 指定地方 行政機関	九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
	沖縄総合事務局	総務部	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 6 階	098-866-0044
		財務部		098-866-0091
		農林水産部		098-866-1627
		経済産業部		098-866-1726
		開発建設部		098-866-1901
		運輸部		098-866-1836
	九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15 2 階	098-853-7350
	沖縄森林管理署		〒900-0033 那覇市壺川 3-2-6 3 階	098-918-0210
	沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8131
	那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 4 階	098-866-6455
	那覇空港事務所	空港保安防 災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
	第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
	沖縄气象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
	沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 5 階	098-865-2300

3 災害応急活動体制等

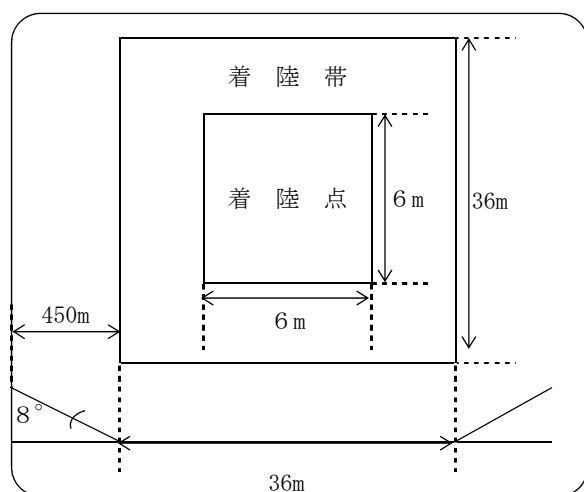
	機関名	防災担当	所在地	電話番号
	沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 3 階	098-868-4403
	九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15 1 階	098-836-6400
	国土地理院沖縄支所	測量係	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15 4 階	098-855-2595
7 指定公共機関	N T T 西日本(株)沖縄支店	設備部災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
	(株)N T T ドコモ九州沖縄支店	ネットワーク担当課	〒904-0025 那覇市壺川 3-3-5	098-833-7615
	K D D I (株)沖縄	総務部	〒900-0034 那覇市東町 4-1	098-865-3365
	日本銀行那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1	098-835-1180
	日本放送協会沖縄放送局		〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
	沖縄電力(株)	防災室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
	日本郵便(株)沖縄支社		〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215
8 指定地方公共機関	(一社)沖縄県医師会南部地区医師会	事務局	〒901-0411 八重瀬町字友寄 891-1	098-998-8572
	(公社)沖縄県看護協会	事務局	〒901-1105 南風原町新川 272-17	098-888-3155
	(一社)沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
	琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
	日本トランスオーシャン航空(株)	路線事務部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
	沖縄都市モノレール(株)	総務部	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
	(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
	(一社)沖縄県婦人連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
	沖縄セルラー電話(株)	—	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-869-1001
	(一社)沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
	(社福)沖縄県社会福祉協議会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1	098-887-2000
	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	—	〒901-0152 那覇市字小禄 1831-12 2F	098-859-6123
	(公社)沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
	沖縄テレビ放送(株)	総務局	〒900-8588 那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111

	機関名	防災担当	所在地	電話番号
	琉球放送(株)	経営管理本部	〒900-8711 那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
	琉球朝日放送(株)	総務局	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
	(株)ラジオ沖縄	制作報道局	〒900-8604 那覇市西 1-4-8	098-869-2211
	(株)エフエム沖縄	総務部	〒901-2525 浦添市字小湾 40	098-877-2361
	(一社)沖縄県歯科医師会	—	〒901-1105 南風原町字新川 218-1	098-996-3561
9 公共的団体(機関)及びその他防災上重要な施設の管理者	(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	—	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	—	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
	(公社)沖縄県獣医師会	—	〒900-0024 那覇市古波蔵 1-24-28	098-853-8001
	(一社)沖縄県建設業協会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
	沖縄県土地改良事業団体連合会	—	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4511
	沖縄県農業協同組合	—	〒900-0025 那覇市壺川 2-9-1	098-831-5555
	沖縄県漁業協同組合連合会	—	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 1 階	098-860-2600
	沖縄県森林組合連合会	—	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
	沖縄県商工会連合会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 6F	098-859-6150
	八重瀬町商工会	—	〒901-0512 島尻郡八重瀬町具志頭 1	098-998-4334
	(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	—	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
	(公財)沖縄県交通安全協会連合会	—	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
	沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合	—	〒901-0405 八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
	(一社)沖縄県産業廃棄物協会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8 6F	098-876-9360
	(公社)沖縄県環境整備協会	—	〒901-1202 南城市大里字大里 2013	098-835-8833
	八重瀬町社会福祉協議会	—	〒901-0401 八重瀬町東風平 1318-1	098-998-4000
	南部広域行政組合	—	〒901-0401 八重瀬町東風平 965	098-998-8390
	J Aおきなわ	—	〒900-0025 那覇市壺川 2-9-1	098-831-5555

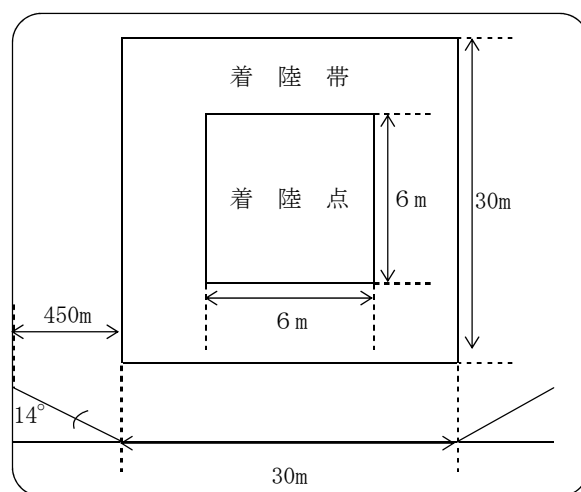
3-5 ヘリポートの準備要領

(1) ヘリポートの設置

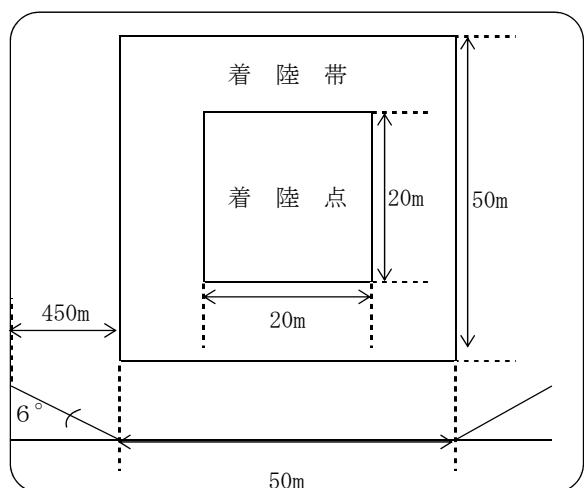
(a-1) 中小型機（UH-1）の場合《標準》



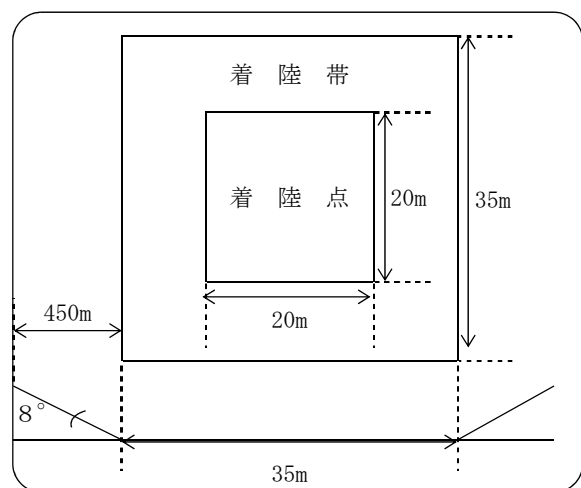
(a-2) 中小型機（UH-1）の場合《応急》



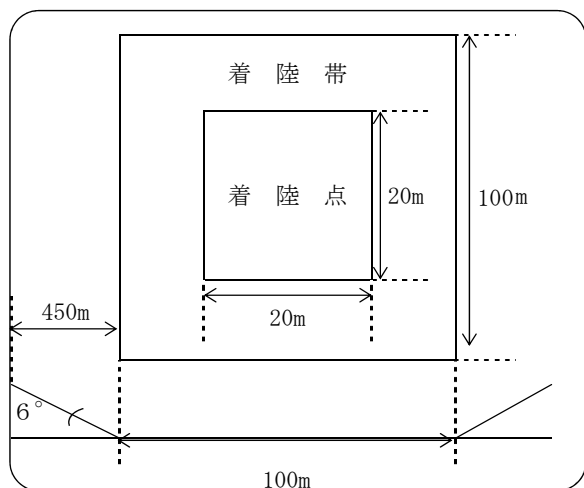
(b-1) 大型機（UH-60J）の場合《標準》



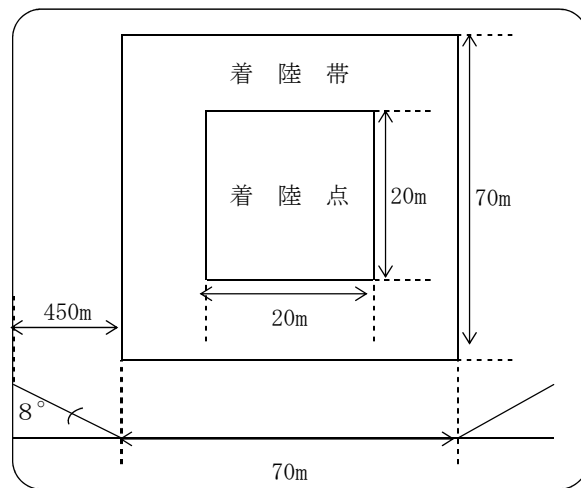
(b-2) 大型機（UH-60J）の場合《応急》



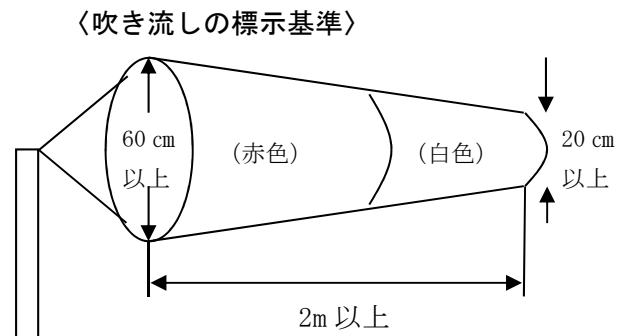
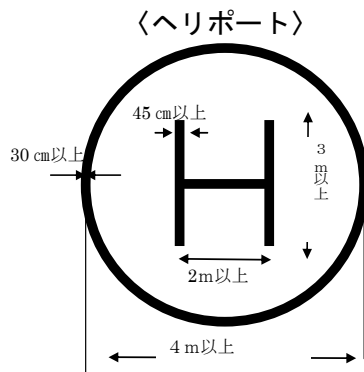
(c-1) 大型機（CH-47）の場合《標準》



(c-2) 大型機（CH-47）の場合《応急》



【ヘリポート表示基準】



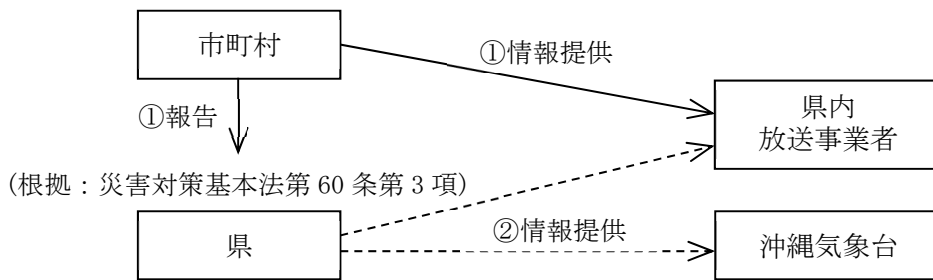
(注) 吹き流しがない場合には、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

(2) 受入れ時の準備

- 離着陸地点には、H記号を風と閉校方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 離着陸時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

3-6 避難情報等の伝達ルート及び手段

1 伝達ルート



- (1) 原則、市町村から県及び放送業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確保する。
- (2) 直接、市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確保する。
- (3) 県は、市町村から避難指示等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確保する。
- (4) 避難指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確保する。

2 伝達手段

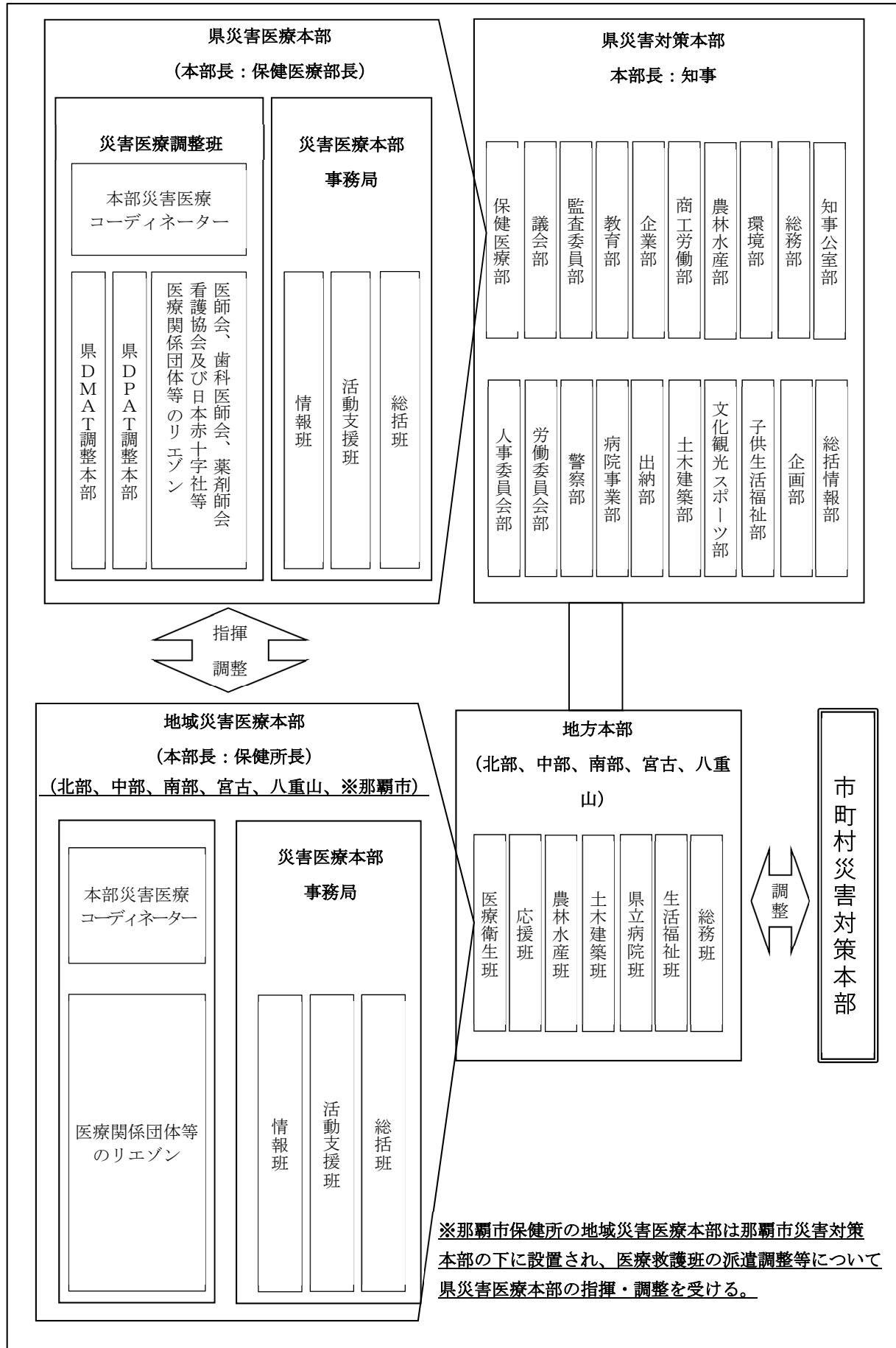
- (1) 原則として、伝達手段は FAX 及び電話とする。
- (2) 市町村は、迅速に FAX 送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者の FAX 番号等を FAX に登録しておき一斉送信できるようにしておく。
- (3) 県は、市町村から避難指示等の報告を FAX 及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかに FAX 及び電話により連絡する。
- (4) 市町村及び県は、災害時の状況により FAX での伝達手段が困難な場合は、電話による伝達も可能とする。
- (5) 市町村及び県は、上記(4)により情報を伝達した場合は、FAX による情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかに FAX で放送業者に提供しなければならない。

[通信回線]

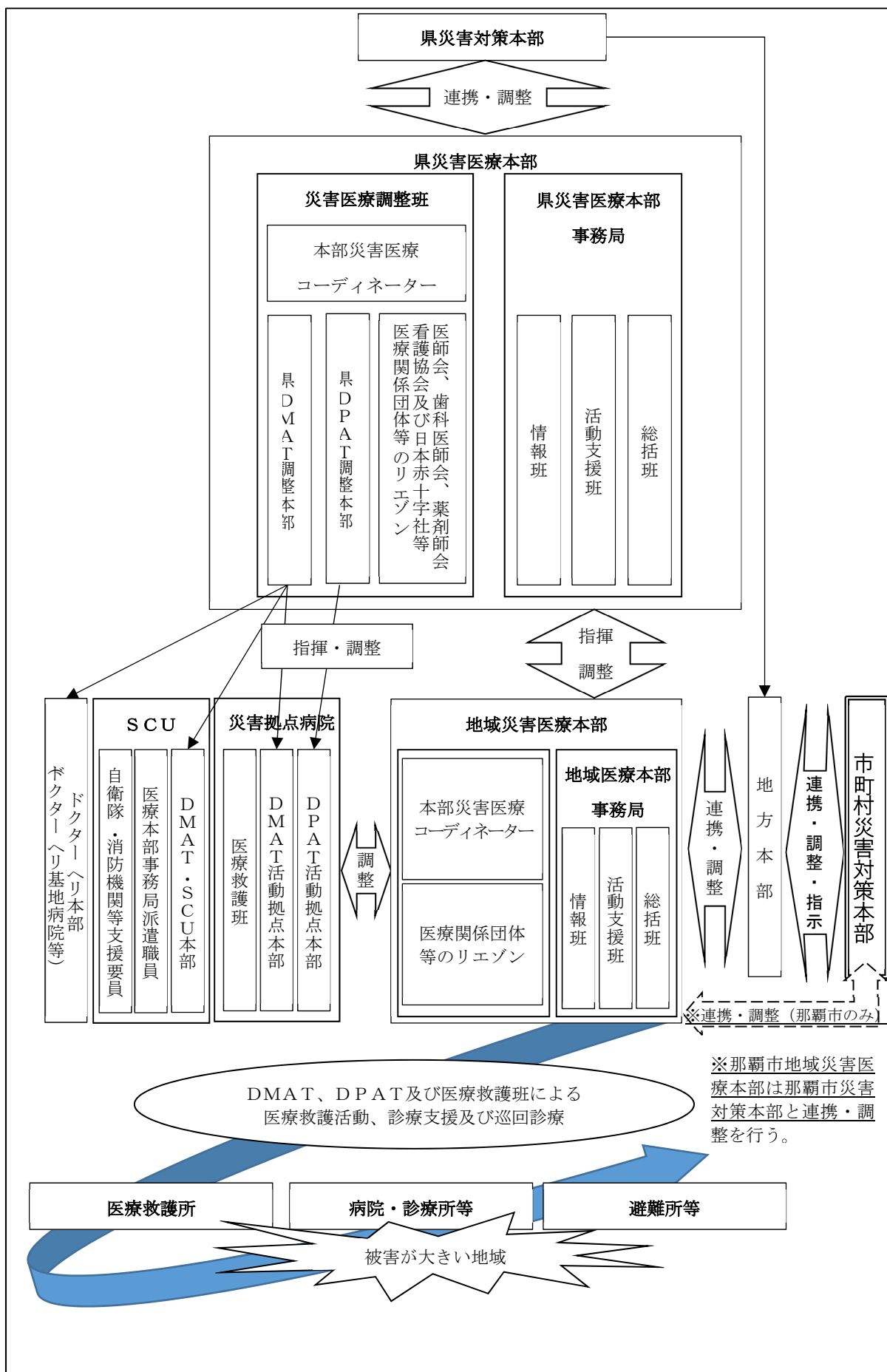
- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

3-7 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

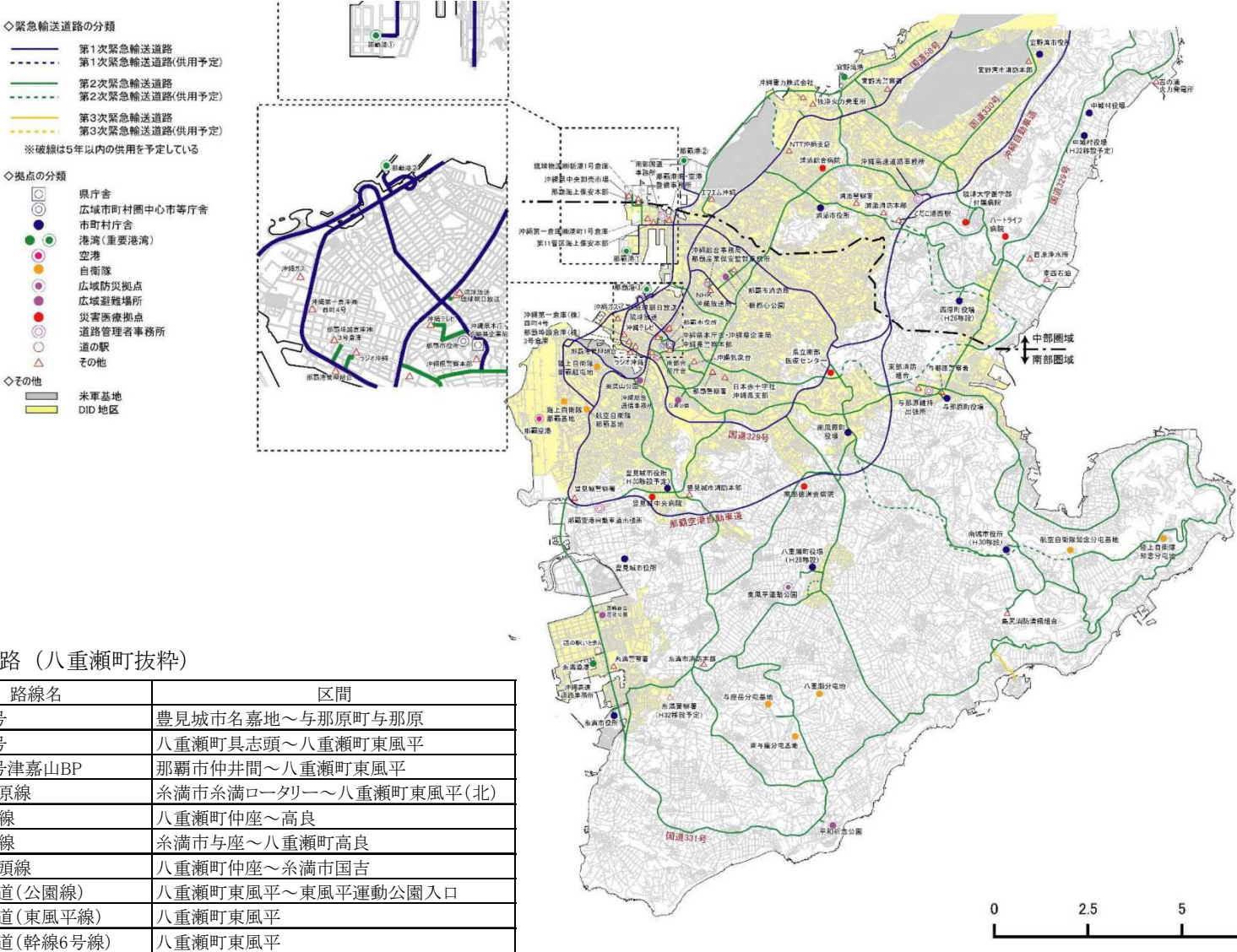
(1) 沖縄県の災害医療体制（全体）



(2) 災害時における県災害医療本部と地域災害医療本部等との関係図



3-8 緊急輸送道路ネットワーク計画図



○第2次緊急輸送道路（八重瀬町抜粋）

道路種別	路線名	区間
国道(指)	国道331号	豊見城市名嘉地～与那原町与那原
国道(指外)	国道507号	八重瀬町具志頭～八重瀬町東風平
国道(指外)	国道507号津嘉山BP	那覇市仲井間～八重瀬町東風平
主要地方道	糸満与那原線	糸満市糸満ロータリー～八重瀬町東風平(北)
一般県道	県道15号線	八重瀬町仲座～高良
一般県道	県道52号線	糸満市与座～八重瀬町高良
一般県道	糸満具志頭線	八重瀬町仲座～糸満市国吉
市町村道	八重瀬町道(公園線)	八重瀬町東風平～東風平運動公園入口
市町村道	八重瀬町道(東風平線)	八重瀬町東風平
市町村道	八重瀬町道(幹線6号線)	八重瀬町東風平

資料：H31.2 沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（沖縄本島：南部圏域）

3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

改正 令和5年6月規則第102号

別表第1 (第2条関係)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の 供与 (法第4条 第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等は、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げを実施し、供与できる。
福祉避難所の設置 (法第4条 第2項)	上記第1項のうち、高齢者等であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者	(基本額) 第1項の費用と同額 当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算。	法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定めるまでの期間	上記の費用に加えて、次の費用を加算できる。 ①おおむね10人の対象者11人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等が複数いる場合、「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は最長2年
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1戸当たり 1,230円以内 (1人平均かつ3食)	災害発生の日から7日以内	1 被災者が直ちに食することができる現物とする。 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械・器具の借上費及び修繕費・燃料費、薬品又は資材費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																							
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家が全半壊 (焼)、流失、床 上浸水等により、 生活上必要な被 服、寝具、その他 生活必需品を喪失 又は損傷等により 使用することがで きず、直ちに日常 生活を営むことが 困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） の季別は災害発生の日 をもって決定する。	災害発生の日 から10日以 内	次の品目の範囲内において現物をもっ て行う。 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料 ⑤防寒・熱中症対策																																							
		2 下記金額の範囲内																																									
		<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上 1人増すごと に加算</td></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流出</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr></table>			区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算	全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算																																	
		全壊 全焼 流出			夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																
冬	31,800		41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																				
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																				
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																				
医療	災害により医療の 途を失った者に対 し、応急的に処置 する	1 救護班：使用した薬 剤、治療材料、破損し た医療器具破損等の実 費 2 病院又は診療所：国 民健康保険診療の療報酬 の額以内 3 施術者：協定料金の 額以内	災害発生の日 から14日以 内	1 救護班により行う。ただし、急 迫した事情がありやむを得ない場 合は、病院又は診療所において医 療（施術）を行うことができる。 2 次の範囲内において行う。 ①診療 ②薬剤・治療材料の支給 ②処置、手術その他の治療及び施術 ④病院・診療所への収容 ⑤看護																																							
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 べんした者であって 災害のため助産を失 った者（出産のみな らず、死産及び流産 を含み現に助産を要 する状態にある者）	1 救護班：使用した衛 生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の 100分の80以内の額	分べんした日 から7日以内	次の範囲内において行う。 ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材 料の支給																																							
被災者の 救出	災害のため現に生 命もしくは身体が 危険な状態にある 者又は生死不明の 状態にある者を捜 索し、または救出 する	当該地域における通常の 実費	災害発生の日 から3日（72 時間）以内	費用は、舟艇その他救出のための機 械、器具等の借上費又は購入費、修 繕費及び燃料費とする。																																							
被災した 住宅の応急 修理【住家 の被害の拡 大を防止す るための緊 急の修理】	災害のため住家が 半壊（焼）又はこ れらに準ずる程度 の損傷を受け、雨 水の侵入等を放置 すれば住家の被害 が拡大するおそれ がある者	住家の被害の拡大を防止 するための緊急の修理が 必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日 から10日以 内に完了	合成樹脂シート、ロープ、土のう等 を用いて行う。																																							
被災した 住宅の応急 修理【日常 生活に必要な 最小限の部 分の修理】	1 住家が半壊 （焼）若しくは これらに準ずる 程度の損傷を受 け、自らの資力 では応急修理を することができ ない者	居室、炊事場、便所等日 常生活に必要な最小限度の 部分に対して、 1世帯当たり ①大規模半壊・中規模半 壊・半壊若しくは半焼 の被害を受けた世帯 706,000円以内	災害発生の日 から3ヵ月以 内に完了（た だし、国の災 害対策本部が 設置された場 合は、災害発 生の日から、	現物をもって行う。																																							

3 災害応急活動体制等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	②半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	6 ヶ月以内に完了)	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、及び高等学校等生徒	1 教科書及び正規の教材：実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から 教科書：1 ヶ月以内 その他の学用品：15 日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。 ①教科書 ②文房具 ③通学用品
埋葬	災害の際死亡した者を対象にし、実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨つぼ及び骨箱
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置：1 体当たり 3,500 円以内 ②死体の一時保存： ・死体一時収容施設利用時：通常の実費 ・上記が利用できない場合：1 体当たり 5,500 円以内 ③検案：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班が行うこと。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家で、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等の雇上費とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする		
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

3-10 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度について

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象災害

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象）により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる（施行令第1条第1号～第3号）。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 自然災害により10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満限定）
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満限定）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

3 対象世帯

- ① 全壊世帯：居住する住宅が全壊した世帯
- ② 解体世帯：居住する住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯・敷地被害解体世帯）
- ③ 長期避難世帯：災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
- ⑤ 中規模半壊世帯：居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住が困難な世帯

4 支給額

支援金の支給限度額は、次のとおりである。

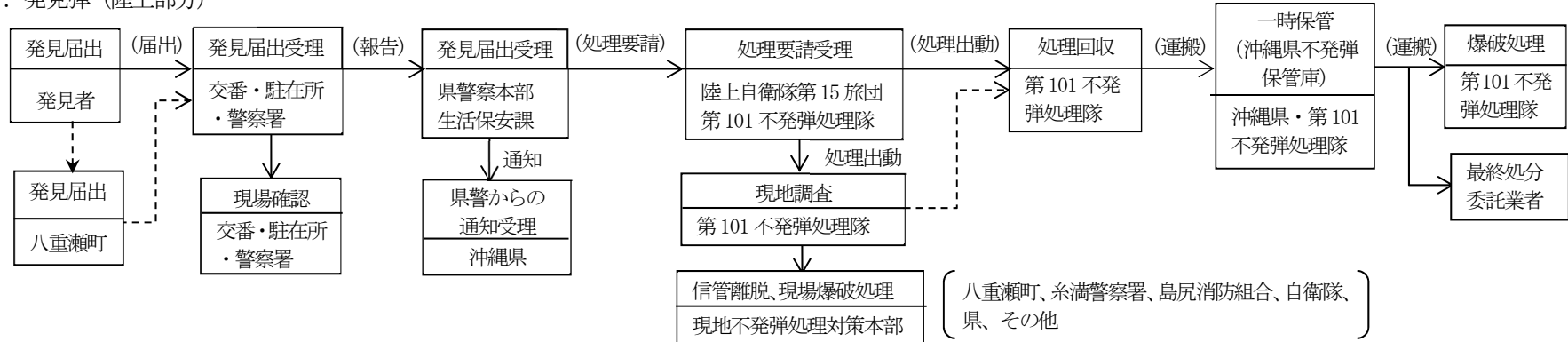
	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊（損害割合 50%以上） ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

5 事務取扱等

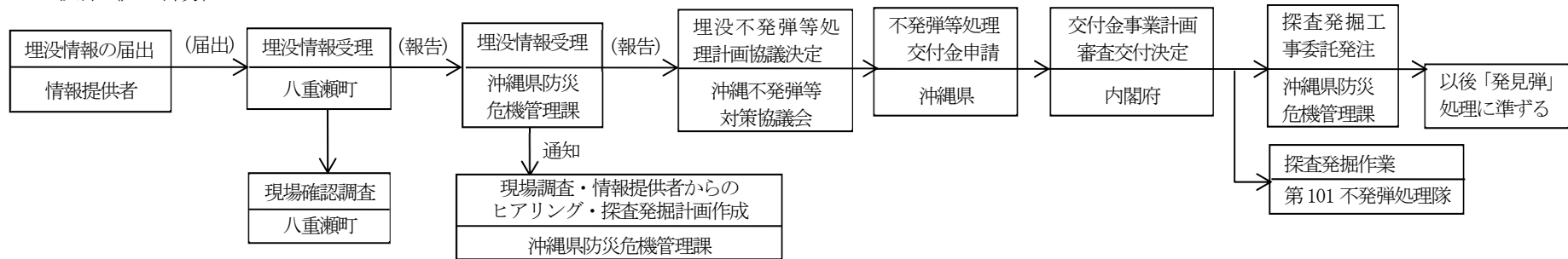
- ① 申請窓口：市町村
- ② 添付書類：基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ③ 申請期間：基礎支援金 災害発生日から 1 3 月以内
加算支援金 災害発生日から 3 7 月以内

3-11 不発弾処理業務の流れ

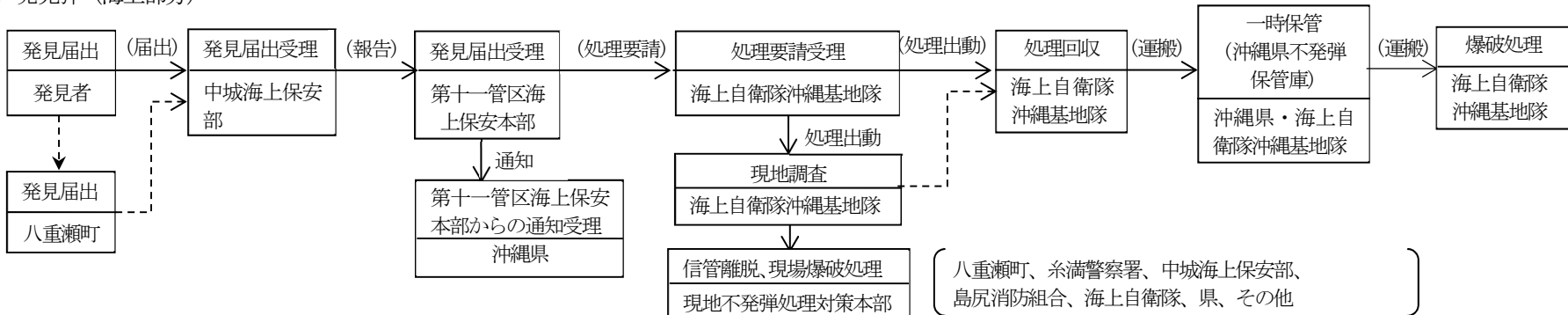
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



4 条例等

4-1 八重瀬町防災会議条例

平成 18 年 1 月 1 日 条例第 15 号

改正 令和 5 年 9 月 5 日 条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、八重瀬町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八重瀬町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 沖縄県警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 島尻消防組合消防本部消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) その他特に必要と認め町長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、1 人、1 人、5 人、1 人及び 1 人とする。

7 第 5 号第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附則（平成24年9月13日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成30年6月7日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八重瀬町防災会議条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和5年9月5日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 八重瀬町災害対策本部条例

令和5年9月5日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、八重瀬町防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八重瀬町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 沖縄県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 島尻消防組合消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他特に必要と認め町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、1人、5人、1人及び1人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 13 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 7 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八重瀬町防災会議条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 9 月 5 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する

4-3 八重瀬町罹災証明書等交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、水害、風災、地震、その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害（以下「罹災物件」という。）の証明書の交付基準について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第1号）に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 町長は、罹災者又はその他町長が適当と認める者（以下「申請者」という。）から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) 罹災証明書（様式第2号） 罹災物件を確実な証拠により確認することができる場合。

(2) 罹災届出証明書（様式第3号） 前号の確認ができない場合に交付する。

2 町長は、同一罹災物件について、罹災者から再度罹災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

(証明書の交付簿)

第4条 町長は、第3条の規定により罹災証明書を申請者に交付するときは、証明書交付簿（様式第4号）に記載しなければならない。

(交付の特例)

第5条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条第1項各号の交付に代えることができる。

(証明事項)

第6条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(補則)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

5 基準

5-1 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

(1) 特別警報発表基準一覧表

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

(2) 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

発表官署 沖縄気象台

八重瀬町	府県予報区		沖縄本島地方		
	一次細分区域		本島中南部		
	市町村等をまとめた地域		南部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	149	
	洪水		流域雨量指数基準	報得川流域=10, 雄樋川流域=9.1, 饒波川流域=9.5, 長堂川流域=5.7	
			複合基準*1	報得川流域= (10, 9), 饒波川流域= (10, 8.5), 長堂川流域= (8, 5.7)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			太平洋側	25m/s	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	104		
	洪水	流域雨量指数基準	報得川流域=8, 雄樋川流域=7.2, 饒波川流域=7.6, 長堂川流域=4.6		
		複合基準*1	報得川流域= (6, 8), 饒波川流域= (10, 6.1), 長堂川流域= (5, 4.6)		
		指定河川洪水予報による基準	-		
	強風	平均風速	陸上	15m/s	
			太平洋側	15m/s	
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.3m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			太平洋側	500m	
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%			
	低温	最低気温 5℃以下			
	霜	最低気温 5℃以下			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。